

福井県H I V感染予防薬整備要領

1 目的

福井県内の医療従事者が針刺し等によりH I Vに感染した血液等に曝露した場合、緊急措置として、迅速に初回のH I V感染予防薬（以下「予防薬」という。）を入手できるよう、予防薬を配置し、医療機関等におけるH I V感染防止体制の整備を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は福井県とする。

3 対象

福井県内医療機関等の医療従事者であって、H I V抗体陽性または陽性が強く疑われる患者に対する医療行為等によって曝露があった者。

4 配置する予防薬

予防薬の種類はアイセントレス錠、ツルバダ配合錠とする。

予防薬の配置および有効期間切れの補充は福井県が行う。

5 配置する医療機関

予防薬を配置する医療機関（以下「配置医療機関」という。）は福井県が指定した別紙1の医療機関とする。

6 配置医療機関の役割

針刺し等が発生し、予防薬の提供の要請を受けた配置医療機関は、速やかに予防薬を提供する。

また、必要に応じて、感染予防のための指導・助言等を行う。

7 配置医療機関における責任者および緊急連絡体制の整備

配置医療機関は、院内における責任者および緊急連絡先を定め、予防薬の提供の要請に迅速に対応できるよう院内の体制を整備する。

また、当該責任者および緊急連絡先を変更したときは「H I V感染予防薬提供窓口等変更報告書」（様式1）により県保健予防課まで報告する。

県保健予防課は「H I V感染予防薬提供窓口連絡先リスト」を県内関係機関（医師会、歯科医師会、保健所等）に周知するものとする。

8 予防薬の提供

- (1) 予防薬の提供は、希望する医療機関（以下「提供希望医療機関」という。）等の感染管理担当医師等からの要請に基づくものとする。その際、提供希望医療機関および当事者は、「抗H I V予防服用同意書兼予防薬投与依頼書」（様式2）を記載し、それを持って配置医療機関に行き、予防薬の提供を受ける。
- (2) 予防薬は、原則1日分の提供とする。（ただし、土日祝日は平日受診ができるまでの日数分とする。）
- (3) 配置医療機関は予防薬を提供した場合、提供年月日、曝露発生等の状況、感染管理担当医師等、薬剤名、提供数を記載しておくことが望ましい。
- (4) 予防薬の提供を受け内服した者で、原因となった患者のH I V抗体検査の結果が陰性となった者以外は、速やかに福井大学医学部附属病院等の専門医に受診し、服薬継続の適否について相談するものとする。

9 予防薬の内服方法

予防薬の内服方法は、別添「H I V曝露（針刺し）後の予防内服マニュアル」によるものとする。

10 予防薬等の管理

配置医療機関は「H I V感染予防薬使用管理簿」（様式3）を作成し、予防薬を適切に管理するとともに予防薬の使用または提供を行った場合は「H I V感染予防薬払出報告書」（様式4）を用いて速やかに県保健予防課まで報告する。

配置医療機関において、予防薬の不足が予測される場合は、県保健予防課へ連絡し、指示を受けるものとする。

11 提供を受けた医療機関等の対応

予防薬の提供を受けた医療機関等は、予防薬の返納および費用の返金をする必要がないものとする。

12 その他

この事業は、「針刺し後のH I V感染防止体制の整備について（平成11

年 8 月 3 0 日厚生労働省通知)」に基づき実施する。

附則

この要領は、平成 2 8 年 8 月 4 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

福井県H I V感染予防薬配置医療機関一覧

令和 7 年 3 月 1 日現在

	医療機関名	住所	連絡先
中核拠点	福井大学医学部附属病院	〒910-1193 福井県永平寺町松岡下合月 23-3	0776-61-3111
拠点	福井県立病院	〒910-8526 福井県福井市四ツ井 2-8-1	0776-54-5151
拠点	独立行政法人国立病院機構敦 賀医療センター	〒914-0195 福井県敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600
協力	福井赤十字病院	〒918-8501 福井県福井市月見 2 丁目 4-1	0776-36-3630
協力	杉田玄白記念公立小浜病院	〒917-8567 福井県小浜市大手 2-2	0770-52-1300